

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

5・31SFT大谷さん勝利報告集会



2019/5/31

5月31日「津和野」でSFT大谷さんの勝利報告集会が行われました。

SFT大谷さんは、プログラマーとして働いてきましたが、100時間を超える残業など過重労働により「うつ」になり1年以上休職していました。その後、ある程度回復したので、復職を申し出ると社長は「給料を半分にする」「半年以内に病気が再発したら辞める」ことを条件に復職を認め

ました。SFT大谷さんは、2013年10月さらに2014年11月に合計5万3千円もの賃下げを受けました。大谷さんは、県労委に不当労申立を行いました。その後2015年1月賃下げ部分を横浜地裁に賃金額等確認

訴訟を提訴しました。会社は、大谷さんがプログラミング作業をやらないので契約不履行だから減額したなどと主張しました。真つ赤なウソでした。

2018年6月の横浜地裁判決では、「賃金全額払いの原則(労基法24条1項)」等により賃金減額は無効としました。ただ、この判決では、①賃金確認額に全員に一律支給された業務手当額が含まれていない②育児休業給付金相当額の賠償は認めない③賞与反映部分は認めない というもので

した。大谷さんは、これを不服として東京高裁に控訴しました。そして2019年1月29日、これらを見直す和解が成立しました。

大谷さんは、組合加入から足掛け6年民事提訴から3年、職場での圧倒的プレッシャーに抗して闘い続けてきました。今も元気はつらつとして仕事しています。

報告集会は、大谷さん、岡部弁護士とともに大谷さんの頑張りを讃えこれからの闘いを激励しました。(横澤)

6・20

神奈川労働相談センター全体会議

去る6月20日、神奈川労働相談センターの年1度の「全体会議」が事務所にて6名の相談員の結集で開催されました。会議では、2018年4月1日から2019年3月31日まで1年間の相談一覧表が公表されました。相談件数では、かなり減ってはいますが、重要な相談がたくさんありました。今年からあらたに始めた「POINT」も活用し、より意欲的な相談活動を狙います。

会議後、センターとして久々の懇親会が盛大に行われました。

スケジュール

- 7月10日 13時30分 県民センターがくろろ神奈川定期大会
- 7月10日 14時 局
- 7月10日 19時 事務局
- 7月10日 19時 事務局
- 7月11日 19時 事務局
- 7月11日 19時 事務局
- 7月13日 16時 事務局
- 7月13日 16時 事務局
- 7月14日 10時 事務所
- 機関紙発送作業、みなと散策
- 7月15日 15時30分 桜木町最賃FF1500ダンブテモ
- 7月17日 19時 事務所
- 第11回担当者会議
- 7月18日 10時 本部事務所
- 中央本部書記局会議
- 7月18日 13時30分 県労委
- 丈夫屋県労委第7回調査
- 7月21日 14時30分 県労委
- 丈夫屋県労委第7回調査
- 7月22日 19時 事務所
- 県共闘交流会
- 7月25日 16時 藤沢
- 東横イン会議
- 7月25日 19時 事務所
- 県共闘事務局会議
- 7月27日 12時 本部事務所
- 本部執行委員会
- 7月28日 10時 事務所
- 神奈川FET会議
- 7月28日 14時 事務所
- 第10回支部代表者会議
- 7月30日 13時20分 横浜地裁
- しらゆり歯科解雇撤回裁判第3回弁論
- 7月30日 17時30分 横浜西口
- JAL横浜情宣行動

丈夫屋、不支給で解雇の路線を微調整か？ 休職期間延長と、被保険料と未払い賞与の相殺提案など

川崎と横浜に十数店舗の調剤薬局と在宅看護を展開する有限会社丈夫屋は、解雇したA氏の地位確認裁判で、昨年3月に会社敗訴を自覚し「請求全部認諾」で職場復帰を認めた。

しかし「認諾」は、「裁判で負け、職場に引き入れて叩く」攻撃でした。組合加入したA氏に対して、職場復帰後バウハラや職場ぐるみの嫌がらせを行

い、「適応障害」にさせて出勤できなさせたと。更に川崎北労働基準監督署が、本年3月1日付で休業給付金不支給決定したことをもって、「私傷病」との勝手な決めつけで、3カ月を限度とする休職（就業規則では休職期間切れ自然退職）を宣言した。

組合が「休業補償不支給決定をもつて、私傷病との決めつけは誤り」の指摘をすると、会社は、6月6日付「通知書」で主治医からの医療情報提供の同意書・ヒアリング等々の要求を重ねつつ、6月27日付「通知書」では、条件付きながら9月30日迄の休職期間の延長の検討を認め、かつ社会保険料の被保険者負担分の未払い分に関して、解雇時及び在職時の賞与不支給との一体的解決を打診してきた。

組合は、7月3日付「回答書」で、「嫌がらせで休業を強いられたA組合員の賃金相当額の損害賠償請求権を有しているので、社会保険料の被保険者負担分の対等額で相殺を提起しました。

丈夫屋の闘いに注目し、支援をお願いします。

（藤井）

JAL争議の早期解決を目指して



5月28日JALの関東キャラバン隊を迎えて横浜市役所からの昼デモ、川崎、横浜駅西口情宣行動等々を、のべ200名の参加で取り組んできました。そして、5月30日JAL本社大包围行動を650名の結集で成功させました。JALは予想を上回る運動の高揚に神経をとがらせるも、株主総会では、この間一人

も乗務職に復帰できてないことに対し、「残念だ」「公明正大にやっている」と被解雇者に責任を転化しています。都労委命令、ILO勧告は労使の誠実な交渉による争議解決を求めています。組合の統一要求の第一の職場復帰の要求にはなんら真摯に答えないで、「LCCや経験者採用に応募しても良い」という対応は不

誠実としか言いようがありません。ILO勧告の遵守が義務づけられたオリンピック、パラリンピックのオフィシャルスポンサーの資格などありません。神奈川県では、7月30日横浜西口情宣行動、8月27日JAL争議を支援するかながわ連絡会の結成集会へと支援を強めて行きたいと思えます。

（米山）

全国一般神奈川 第22回定期大会 10月6日 13時〜17時 大ホール

しらゆり歯科（茅ヶ崎駅南口徒歩2分・上林院長） 理由なき懲戒解雇を撤回し、組合員を職場に戻せ！

裁判はじまる！
しらゆり歯科医院（茅ヶ崎駅南口徒歩2分）で働き、衛生環境改善や安全で働きやすい職場を求めた組合員に、昨年11月、突然に不当な懲戒解雇が行われました。2名の組合員は、いわれない懲戒解雇に、解雇無効裁判を闘っています。

5月16日から始まった裁判で、2名の組合員は冒頭陳述し、これまで職場衛生環境の改善に努め、仕事は全力で取り組んできたこと。懲戒解雇の理由とされた、「他の職員へ高圧的態度で接触した」、「挨拶を返さない」、「職場の風紀を乱した」とは事実無根であることを述べました。また、職場に戻ることが出来たならばさらに努力を続け、医院を盛り上げていくことを表明しました。

理由なき懲戒解雇処分！
これまで懲戒解雇理由として「院長の指示に従わなかった」なる抽象的な懲戒理由を示しえなかった医院は、6月27日の第2回審問を前に、書面で懲戒解雇の理由として、職場での同僚との日常的な会話の端々を取り上げ、脚色し、懲戒に当たると主張しました。それらの内容が就業規則違反に該当しないことは明白です。懲戒解雇の理由が無いことを自認したと言えます。

職場復帰を求め、裁判を闘います！
2名の組合員にかけられた突然の理由なき不当な懲戒解雇で、生活の不安が募る一方ですが、解雇撤回、職場復帰を求め裁判闘争を継続中です。

ご支援よろしくお願いたします。

第3回口頭弁論
日時 7月30日13時20分
場所 横浜地裁502号法廷にて